

発行/広島県印刷工業組合

発行人/中本 俊之

広島市西区南観音一丁目1番22号 TEL(082)293-0906 FAX(082)293-0954

URL : <http://www.hiroshima-pia.jp> E-mail : [h.inkumi@estate.ocn.ne.jp](mailto:h.inkumi@estate.ocn.ne.jp)



第6回常任理事・第7回拡大理事会開催

福山支部だより

「2019印刷産業夢メッセ」第2回三役会議開催

平成30年広島県工業統計概要

働き方改革を実現する「就業規則」作成・改定セミナー

年5日の年次有給休暇の確実な取得

小倉絵里 講師

第62回広島県印刷優勝野球大会 組合せ

事務局だより ●組合の異動 ●組合の動き

### 「広島市植物公園のお花たち」(佐伯区)

広島と宮島の中ほどの佐伯区にあり、世界の植物約1万1,700品種、23万5,000本が集められている。特に、西日本最大級の大温室には、洋ランを中心に色とりどりの花が咲き、南国の雰囲気といっぱいだ。また、世界一美しいといわれる球根ベゴニア(写真)を1年中観賞できる。

1976年(昭和51年)11月3日に開園した同公園は、瀬戸内海を望むことができ、敷地面積は広く18.3ヘクタールあり、子供たちが安心して遊べる公園で、1年を通していろいろな催し物があり、植物に関する展示資料館や芝生広場などの設備があり、また植物に関する研究も行っている。

春の穏やかな日差しの中、のんびり1日を過ごしてみてもいかがでしょうか。

## 「第6回常任理事会・第7回拡大理事会」開催

3月27日(水)午前11時30分から常任理事会が、引続き午後2時45分から拡大理事会が、広島印刷会館会議室で開催された。

常任理事会には理事長、副理事長、常任理事7名が、拡大理事会には理事を含め20名の出席で開催された。

始めに、中本理事長から「いよいよあと1か月で改元となります。我われの業界も上向いてくるといふ期待もありますが、今一番問題なのは紙です。東京では大量に使う紙が無いということですが、地方ではそこまでは思いますが皆さんの会社は如何でしょうか。紙が無い、紙の値上げ、官公庁のグリーン購入法(古紙不足)ですが、29日に県庁と、広島市に広島県洋紙商連合会の小島会長と私で環境局へ現状を報告に行き入札時における対応をよろしくと申し上げてきます。皆さんにとっては紙の問題だけではないでしょうがこの危機を乗り越えていかなければと思います。それともう一つ、後で話しますが、賦課金改定の話です。2年間見直しをしていなかったためいろいろ数値等が変わっています。全組合員が納得のいくよう5月17日の総会に間に合うようお



話していかうと思っております。是非、ご理解・ご協力をいただきたいと思います」と開催の挨拶があった。

### 【セミナー】

「消費税率アップ説明会」

広島西税務署 講師 松田智子氏

議題

- (1) 来年度通常総会議案書(案)について  
平成30年度事業報告
- (2) 2019印刷産業夢メッセについて
- (3) 組合員異動報告
- (4) 賦課金改定について
- (5) その他

## 福山支部だより

### 価値組・第29回バリュースカップゴルフコンペ

先日4月21日(日)福山支部価値組委員会の親睦ゴルフコンペ、第29回バリュースカップゴルフコンペを三原市の久井カントリークラブにて開催しました。今回は5組20名の方が参加くださり、備後エリアだけにとどまらず、他地区からも大勢の方にご参加をいただき、皆さんと楽しく盛大なゴルフコンペになりました。

当日は春らしいすっきり晴れた好転に恵まれました。ご参加くださった皆さん全員が晴れ男だからに違いないと確信しています(笑)。皆さん、和気藹々(わきあいあい)楽しいゴルフになりました。皆さん、良いスコアが続出。武勇伝も皆さんそれぞれ、いろいろあることと思います。

今回は第30回記念大会になります。11月を予定しています。またお声掛けをしますので、よかったです皆さんもご参加くださいね。よろしく願いいたします。

(占部)



## 福山支部4月例会ワークショップ

### 「何はなくとも集まって話そうや」

4月22日(月)、福山支部価値組委員会の4月(第192回)例会を開催しました。

今回は「何はなくとも集まって話そうや」と題してのワークショップ例会でした。ずいぶんアバウトな判りにくいタイトルですが(苦笑)。要するに、皆さんの近況や、いま抱えている問題、上手くいった事例。。などなど、お茶しながら話そうよ。っていう例会でした。

セミナー、勉強会、イベント。そういう例会も、もちろんアリなんです。元々の原点ってコレだったよな～って、先日の役員会で、そんな話になって。それじゃ、一度このスタイルでやってみようという事で今回の例会になりました。

いろいろ話が出来て、いろんな話が聴けてよかったです。考えていることを口に出して言葉にしてみることでアタマの中が整理されて、やりたいことが明確になっていく。自分自身も、自社にとっても、そして福山支部価値組委員会の活動としても、そうだと思うんですね。

みんなでいろいろ話してみることで自分自身の棚卸しもできたような気がします。そんな4月のワークショップ例会でした。(占部)



## 【2019印刷産業夢メッセ第2回三役会の開催】 出展・広告のお願いを各方面へ積極的に

2019印刷産業夢メッセ第2回三役会が、3月27日(水)13時30分から広島印刷会館会議室で、県工組、中国印刷機材協議会役員等18名出席で開催された。中本実行委員長から「15回目の夢メッセは、10月11、12日に開催予定で、前回の会議に於いてテーマも決まりました。今日は前回2日目の基調講演講師を皆さんそれぞれ選出して来てくださいとお願ひしていただきましたので、後程その選定をしたいと思います。そして、「出展と広告」の依頼を皆さんからもしていただけるように、資料のとおり、今後、進捗管理をきちっとして進めたいと思います。どうか皆さまもご協力をお願いします」と挨拶があり、会議に入った。

## 議題 【2019印刷産業夢メッセ】

1. 2日目の基調講演講師選定について  
歴史家・作家 加来 耕三 氏に決定
2. 出展・広告依頼(3月下旬発送済み)  
企業様へ資料送付の資料で進捗管理
3. その他



## 【2日目(10月12日)の講師決定】

歴史家・作家 加来 耕三 氏  
「歴史に学び、未来を読む」(未定)

### 【プロフィール】

- ・奈良大学文学部研究員を経て  
現在は、大学、企業の講師を務めながら、歴史家・作家として著作活動を行っている。
- 『歴史研究』編集委員
- 内外情勢調査会、地方行財政調査会、政経懇話会、  
中小企業大学校などの各講師



昭和58年(1983)4月より、歴史的に正しく評価されていない人物・組織の復権をテーマに、著作活動に入る。

加来耕三の作家としての特長は、一度、関心をもったテーマ・歴史上の人物を、くり返し可能な限り調査・分析することで、新たな資料の発掘や新しい解釈が可能になると、いかに売れている書籍でも品切れ・絶版とし、改めて執筆・刊行するところにある。

講演に関しては、「歴史は活用してこそ意義がある」「使

えない歴史は意味がない」と常に主張してきた加来耕三らしく、歴史をいかに具体的に、日常生活や仕事に活用するかが、大きなテーマとなっている。加来氏の講演の特長は、著作で述べたことを、極力、講演では語らないところにある。また、講演ではオフレコの時事情報や分析報告も登場することが少なくない。

### 所属団体

歴史研究会/日本ペンクラブ/日本歴史学会/日本推理作家協会/日本武道学会

### 主な活動

著作・講演のほか、専門知識を駆使し、時代考証はもちろん、テレビ・ラジオ番組で監修・構成・出演などを多数、手がけている。

### 関わったテレビ番組・ラジオ等

「世紀のワイドショー!ザ・今夜はヒストリー」、「円楽の大江戸なんでも番付」、「尾上松也 古地図で謎解き!につぼん探求」、「THE 歴史列伝~そして傑作が生まれた~」、「ライバルたちの光芒」、「歴史ミステリー日本の城見聞録」、「とことん歴史紀行」、「高島礼子 日本の古都」、「BS 歴史館」、「知恵泉」、「霸王伝説 戦国最強武将はだれか?」、「激論!コロシム ~これでいいのか?ニッポン~」、ラジオは「すっぴん!」

真心で奉仕して69年



より速く、より美しく...アイデアから印刷まで。

## (株) 呉精版印刷

〒737-0822 広島県呉市築地町5-4  
TEL(0823)22-5011(代) FAX(0823)22-5027  
E-mail:k\_seihan@ms6.megaegg.ne.jp

## 松本印刷株式会社

代表取締役 松本 仁志

〒739-0433 廿日市市下の浜5-12  
TEL(0829)55-2290 FAX(0829)55-1640

## 平成30年広島県工業統計概要(製造業全体 従業者4人以上の事業所)

～事業所数は2年連続減少、従業者数は5年連続の増加、製造品出荷額等・付加価値額は2年ぶりに増加。出荷額は29年より1,910億円増の10兆1千億円、付加価値額も増の3兆2千億円～

～全国における広島県の位置は、出荷額は10位(前年10位)、付加価値額は、9位(前年9位)～

### 製造業全体

経済産業省が我が国の製造業の実態を明らかにするため、毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しており、平成30年「広島県工業統計調査結果(従業者4人以上事業所)」の概況は次のとおりです。

- 上記タイトルのとおり
- 出荷額(29年度)は、広島市、福山市、呉市で約6割を占める。広島市、呉市、三原市など14市町で増加、東広島市、福山市、海田町など9市町で減少。

安芸高田市など12市町で増加、三原市、呉市、府中町など17市町で減少。

### 印刷・印刷関連事業

印刷業関連事業所数、従業者数、製造品出荷額は、下表のとおりです。

1. 事業所数は、212事業所で、前年比▲3事業所(▲1.4%)減で、13年連続で減少。
2. 従業者数は、4,673人で、前年比▲59人(▲1.2%)減少。
3. 製造品出荷額等は、792億円で、前年比▲27億円(▲3.2%)と減少。
4. 製造品出荷額の、上位の4市は(28年度数値)
  - ①広島市 397億円(構成比50.1%)
  - ②福山市 167億円( // 21.1%)
  - ③廿日市 102億円( // 12.9%)
  - ④府中市 67億円( // 8.5%)
 の順となっており、4市で733億円の出荷額で全体の92.6%を占めている。

### 全体の動向

1. 事業所数は、4,749事業所(全国14位)、前年比▲171事業所(▲3.5%)減少。
2. 従業者数は、21万5,273人(全国10位)、前年比81人(0.0%)増加。
3. 製造品出荷額等は、10兆1,324億円(全国10位)で、前年比1,910億円(1.9%)増加。
4. 付加価値額は、3兆2,896億円(全国9位)で、前年比895億円(2.8%)増加。
5. 市町別は、事業所数は竹原市、世羅町で増加、減少したのは広島市、福山市、東広島市など17市町、他4市町は増減なし。従業者数は広島市、福山市、

分類	事業所数			従業者数			製造品出荷額(億円)		
	29年	30年	前年比	29年	30年	前年比	29年	30年	前年比
印刷業	180	175	-2.8%	4,137	4,099	-0.9%	744	755	1.5%
製版業	14	15	7.1%	251	265	5.6%	37.1	-	-
製本業、印刷加工業	21	22	4.8%	344	309	-10.2%	38.1	37.4	-1.8%
計	215	212	-1.4%	4,732	4,673	-1.2%	819	792	-3.2%

T&K TOKA がお届けする  
使いやすさを追求したインキ

**BESTONE BESTWEB BESTCURE**  
油性枚葉インキ オフ輪インキ UVインキ

Technology & Kindness

優れた技術を真心をもってお客様にご提供致します。

株式会社 T&K TOKA <http://www.tk-toka.co.jp>  
本社 埼玉県入間郡三芳町竹間沢283-1 〒354-8577  
TEL 049-258-1611  
広島支店 広島市西区商工センター 4-6-6 〒733-0833  
TEL 082-277-7688

T&K TOKA

**TOYOINKGROUP**

私たち東洋インキグループは、  
『目に見える科学』で人々の生活に貢献いたします。

東洋インキ中四国株式会社

〒730-0015 広島市中区橋本町10-6 広島NSビル11階  
Tel: 082-511-3411 Fax: 082-511-1601  
[www.toyoinkgroup.com](http://www.toyoinkgroup.com)

Visible Science for Life

【働き方改革を実現する「就業規則」作成・改定セミナーより】

～ モデル就業規則を活用した職場環境の見直し ～  
◀ 年5日の年次有給休暇の確実な取得 ▶



特別委員 小倉絵里 講師

前は、あまり具体的なものが見えない中でしたが、今回はよいよこの4月にスタートします。皆さんは、この「就業規則」の改定をする必要があります。

まず、「年次有給休暇を5日間取得」。印刷業界は取り組みが早かったのですが、変形労働時間制を取っている現場とか、事務方と違う働き方をしている、どのように有給を取らせようか、頭を悩ませていらっしゃる会社が多いと思います。中小の猶予期間なく一斉にスタートする、年次有給休暇の5日間の取得、これは義務です。取らせなきゃいけない、5日間。この4月からです。でも例えば、うちは一斉付与している、10月からあげているという会社については、4月スタートではなくて10月スタートになります。4月以降で、最終に10日を付与したところの方からスタートなので、「あっ、うちはじゃあ10月からでいいや」と、いまお思いになら

特定社会保険労務士 株式会社 GIMS  
全印工連環境労務委員会

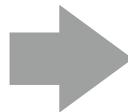
れた会社様においては、中途採用の人がいないとか、途中で10月に入ってきている方がいらっしゃれば、この4月にその方だけスタートします。半年後に10日あげていらっしゃるメンバーがいらっしゃれば、お1人だけかもしれませんが、中途が10月に、という方については4月スタートです。皆さんは10月スタート。そのあたりはちょっと、個別の対応が必要かもしれないので、うちの会社の社員はいつ入社だったっけ？というの、ご確認をいただいておいたほうがよろしいかなと思います。これがもうスタートする。



年次有給休暇の付与や取得に関する基本的なルール

ポイント1 年次有給休暇の発生要件と付与日数

- 労働基準法において、労働者は、
1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
  2. 全労働日の8割以上を出勤している



この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

①原則となる付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。
- (※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

継続勤務年数	6 ヵ月	1 年 6 ヵ月	2 年 6 ヵ月	3 年 6 ヵ月	4 年 6 ヵ月	5 年 6 ヵ月	6 年 6 ヵ月以上
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

②パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。
- 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ、秀所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日の労働者です。

秀所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数						
			6 ヵ月	1 年 6 ヵ月	2 年 6 ヵ月	3 年 6 ヵ月	4 年 6 ヵ月	5 年 6 ヵ月	6 年 6 ヵ月以上
4 日	169 日～ 216 日		7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日～ 168 日		5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日～ 170 日		3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日～ 72 日		1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

(※) 表中太枠で囲った部分に該当する労働者は、2019年4月から義務付けられる「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の対象となります。

## ポイント 2 年次有給休暇の付与に関するルール

遵守すべき事項	内 容
①年次有給休暇を与える タイミング	年次有給休暇は、労働者が請求する時季に与えることとされていますので、労働者が具体的な月日を指定した場合には、以下の「時季変更権（※）」による場合を除き、その日に年次有給休暇を与える必要があります。 （※）時季変更権 使用者は、労働者から年次有給休暇を請求された時季に、年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合（同一期間に多数の労働者が休暇を希望したため、その全員に休暇を付与し難い場合等）には、他の時季に年次有給休暇の時季を変更することができます。
②年次有給休暇の繰越し	年次有給休暇の請求権の時効は 2 年であり、前年度に取得されなかった年次有給休暇は翌年度に与える必要があります。
③不利益取扱いの禁止	使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。（具体的には、精皆勤手当や賞与の額の算定などに際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤または欠勤に準じて取扱うなど、不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。）

## その他の年休等

種 類	内 容	労使協定の締結
計画年休	計画的に取得日を定めて年次有給休暇を与えることが可能です。ただし、労働者が自ら請求・取得できる年次有給休暇を最低 5 日残す必要があります。	必 要
半日単位年休	年次有給休暇は 1 日単位で取得することが原則ですが、労働者が半日単位での取得を希望して時季を指定し、使用者が同意した場合であれば、1 日単位取得の阻害とならない範囲で、半日単位で年次有給休暇を与えることが可能です。	—
時間単位年休	年次有給休暇は 1 日単位で取得することが原則ですが、労働者が時間単位での取得を請求した場合には、年 5 日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることが可能です。	必 要
特別休暇	年次有給休暇に加え、休暇の目的や取得形態を任意で設定できる会社独自の特別な休暇制度を設けることも可能です。	—

（※）時間単位年休及び特別休暇は、2019 年 4 月から義務付けられる「年 5 日の年次有給休暇の確実な取得」の対象とはならない。

## ポイント 3 罰 則

①年 5 日の時季指定義務・②就業規則に違反した場合には、罰則が科されることがあります

	違反条項	違 反 内 容	罰則規定	罰則内容
①時季指定義務	労働基準法 第 39 条第 7 項	年 5 日の年次有給休暇を取得させなかった場合	労働基準法 第 120 条	30 万円以下の罰金
②就業規則	労働基準法 第 89 条	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	労働基準法 第 120 条	30 万円以下の罰金
その他	労働基準法 第 39 条 (第 7 項を除く)	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合（※）	労働基準法 第 119 条	6 か月以下の懲役 または 30 万円以下の罰金

（※）罰則による違反は、対象となる労働者 1 人につき 1 罪として取り扱われますが、労働基準監督署の監督指導においては、原則としてその是正に向けて丁寧な指導し、改善を図っていただくこととしています。

## 【以下の項目は大事な個所を抜粋したもの】

## 【長時間労働の医師の面談を受けなければいけない方】

月に80時間以上やる会社、あるいはやる方がいれば、その方は有害業務と同じ扱いという括りになりました。だから、80時間以上、やっぱりさせたくないという括りに入っています。もし80時間以上になるのだったら、医師の面談の指導が必要な対象者に、この4月から。これ安全衛生法なので変わっていきます、ということになります。

## 【1日8時間、週40時間、年間にすると360時間】

これが、いよいよ労働基準法になったので、罰則付きです。もちろん、有給休暇も罰則付きです。有給にいたっては、1人1回1罰です。つまり、5日間取れない人が1人いたら30万円、5人いたら5倍の罰金をもらいますよ。こっちは懲役も付きました。結構、時間外労働、いま感じていらっしゃると思いますが、労働基準監督署は逮捕権を持っているので、逮捕するよ、というところを振りかざしてくると思います。

【労働時間の把握】 これも労働安全衛生法で4月からスタートするのですが、管理監督者の方を含めて、全ての方を時間管理しているものを用意してください、と変わります。管理監督者は時間外手当が付かないので、管理してないという会社が今まで多いのですが、管理監督者についても時間管理はすること、タイムカードを押さなければいけないメンバーに、この4月以降は入れてくださいと変わります。

【裁量労働】 事業所を出て行ったら8時間と見なして、全て見なしている。だからタイムカードなんか無いという方についても、時間管理、全てのものをしなさい、と変わります。タイムカードが必要です。これは安全衛生法なので、管理職にしわ寄せがいくのを、労働監督官、国は分かっています。皆さんの時間外労働を減らしたら、管理監督者の人が背負ってしまうのではないかと。時間外労働手当の対象じゃないからね、ということを想定して、時間管理を全て。ここはもうスタートします。

【2023年、60時間を超える時間外労働の割増賃金は50%以上】 前回紹介した時よりも少し先に延びましたが、いままで1,000円の時給だと1,250円であったところを、60時間超えたら1,500円となります。う

ちの事務所は厳しい。「もう60時間になりそうだから帰ってね」と言うしかないと思っています。

【同一労働同一賃金について】 2021年まで延びました。非正規の方、例えばパートタイマーの方、派遣の方、あるいは契約社員の方。有期で雇っていて少し時間が短いだけでも、賞与は払っていない、パートタイマーの賞与は払わないというのが難しそうです。無しはかなり無しという動向になってきています。

【非正規の方をなくしたい】 非正規の方の年収が300万円に届いていない。これが30代、40代が圧倒的に多い。何が起きるかということ、200万円台の方と同じ年代だとしても、女性が結婚したくない。私も働かなくてはならないことが明らかになる。もし結婚したとしても、子供を育てるには賃金が足りない。じゃあ、結婚しなくても、という方がすごく増えています。ということに歯止めをかけたいので、そもそも非正規の方を10%以下にしたい。ですので、派遣法も今回一緒に変わっています。厳しくなりました。派遣労働者の賃金は相当上がっています。

【就業規則の健康診断】 雇入時の健康診断は、雇った時にすぐ健康診断を受けさせるか、あるいは、3か月以内に受けてきた診断書をもらうのが労働基準法上決められていることなので、どちらかにしたほうがいいです。3か月以内のものであればいいですが、6か月以内のものを持ってきたら健康診断を受けさせなければならない。もし入社前なのであれば、費用を自己負担で、と書いていただいても構わないです。でも会社に入ってきてから受けさせるのであれば、やはり会社負担だと思います。雇入時の健康診断でいうと、安全衛生法が厳しくなっているのも、もし就業規則に入っていなかったら既定の中に付け加えていただいて、精査して実状に合わせていただきたい。

【労働基準監督署に就業規則は届け出も必要】 10人以上の労働者を雇用している場合、作成はもちろん必要ですし、届け出も必要です。実状に合わせて削除・追記してください。ですが、必ず記載しておかなきゃいけない絶対記載事項があるのです。ただ、うちの会社独自で全員を対象になる項目があるのであれば、書かなければいけない、というものもあります。これは両方あります。

**FUJIFILM**  
Value from Innovation

富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社  
中国支店 〒730-0045 広島市中区鶴見町4番22号 MKD1ビル 082(249)7155

ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>

各種印刷インキ製造  
機械 その他 印刷関連機材全般



広島インキ製造株式会社

広島市西区南観音町18-19  
TEL (082) 232-6441(代)  
FAX (082) 232-6445

# 第 62 回 広島県印刷優勝野球大会 組合せ表

予 選 令和元年 5 月 12 日 (日) 決 勝 令和元年 5 月 19 日 (日)

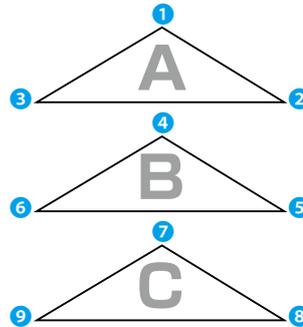
## \*第 1 日目 予選リーグ戦

予選リーグは次の順により順位を決定する

- A、B、C の上位 1 チームと 2 位のチームの内、①勝数 ② 総得点の多い方
- ③ 総失点数の少ない方 ④ 抽選

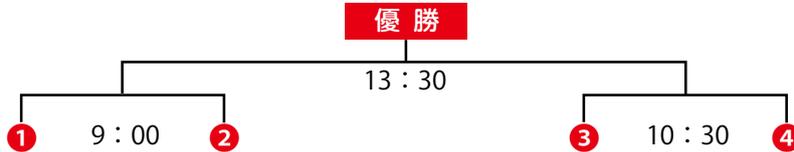
第 1 試合	10:00	1 - 2	4 - 5	7 - 8
第 2 試合	11:30	2 - 3	5 - 6	8 - 9
第 3 試合	13:00	1 - 3	4 - 6	7 - 9

- チームNo.① 株中本本店
- チームNo.② 中国印刷(株) 選手宣誓
- チームNo.③ 広島洋紙(株)
- チームNo.④ 株ユニバーサルポスト
- チームNo.⑤ 株インパルスコーポレーション
- チームNo.⑥ 株アドブレックス
- チームNo.⑦ イケダ(株)
- チームNo.⑧ 広島印刷(株)
- チームNo.⑨ 株金陽社



## \*第 2 日目 決勝トーナメント戦

決勝Tは各グループ上位 1 チームおよび 2 位チーム内より上位 1 チームで行う



### 前回 第 61 回大会



## 事務局だより

### ◎組合の異動

【退会】商 号 有限会社丸山印刷(広島西北支部)

退会年月 平成31年3月

### ◎組合のうごき

4月	12日	印刷工業組合・印刷会館会計監査	印刷会館
	23日	会館取締役会、第1回常任理事会、2019印刷産業夢メッセ組織委員会第1回拡大理事会	印刷会館
	25日	常任役員会・理事・情報	東京

5月	12日	第62回 広島県印刷優勝野球大会	大田川G
	15日	青年部会総会	印刷会館
	17日	広島県印刷工業組合通常総会	印刷会館
	19日	第62回 広島県印刷優勝野球大会	草津公園野球場
	23日	常任役員会・通常総会	アジュール竹芝
	28日	2019印刷産業夢メッセ第4回三役会、印刷会館株主総会	印刷会館
	29日	環境労務委員会	東京
31日	経営・マーケティング委員会	東京	

# 泉紙業株式会社

☎733-0833 広島市西区商工センター6丁目7-15  
 TEL (082)277-6266(代表)  
 FAX (082)278-3578